

# 金融円滑化法に基づく説明書類

平成22年5月

**TR***bank* Miura Fujisawa  
三浦藤沢信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための  
臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施  
に関する方針の概要

1. 金融円滑化にかかる取組方針について

三浦藤沢信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要なご資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を尽くして取り組めます。

私たちは、お客さまからのご資金の需要やご融資条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様に、お客さまがお持ちの問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯な姿勢で取り組めます。

<基本方針の概要>

- ① お客さまの経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や条件変更を行います。
- ② お客さまの経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善支援を行います。
- ③ ご相談・お申し込みに対しては、適切かつ十分なお説明を行います。
- ④ お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情等への対応を適切に行います。
- ⑤ 中小企業者等金融円滑化法に定められている金融円滑化への取組みに必要な対応を適切に行います。
- ⑥ 地域密着型金融を推進するために必要な取組みを適切に行います。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っています。

- ① 理事会において本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定しました。(平成22年1月13日策定)
- ② 金融円滑化管理担当理事および金融円滑化管理責任者を選任しました。(平成22年1月13日選任)
- ③ 理事長を本部長とする金融円滑化対策本部を設置しました。(平成22年1月13日設置)
- ④ 営業店長を金融円滑化責任者に選任しました。(平成21年12月4日選任)
- ⑤ お客さまに対するきめ細かな経営改善支援について、本部の企業支援グループが引き続き担当します。
- ⑥ 新規のご資金やご融資の返済条件変更のご相談を承るため、営業店および中央駅前出張所2階に融資ご相談窓口を設置しています。(平成21年12月4日設

置)

- ⑦ 新規のご資金やご融資の返済条件変更に関わる苦情を承るため、お客様相談室に窓口を設置しています。
- ⑧ お客様の事業価値を適切に見極める能力を向上させるための研修に、営業店の融資担当者を派遣しています。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れされているお客さまからご融資条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めます。

#### 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化への対応状況を適切に把握するための体制の概要は以下のとおりです。

- ① 理事長を本部長とし全常勤役員ならびに金融円滑化管理責任者を委員とする金融円滑化対策本部を設置し、金融円滑化に関する対応を一元管理する体制としています。
- ② 審査部担当理事を金融円滑化管理担当理事、審査部長を金融円滑化管理責任者として金融円滑化に関する対応状況を把握し、月1回開催する金融円滑化対策本部で報告する体制としています。
- ③ 各営業店に金融円滑化責任者を配置し、金融円滑化に関する対応状況を審査部に報告する体制としています。
- ④ 集計に使用した各種資料等の保存期間は5年以上としています。
- ⑤ 営業店で適切に記録・保存が行われているか、本部がモニタリングを行う体制としています。

#### 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要は以下のとおりです。

- ① お客さまからの融資条件の変更等に関する苦情相談に対応するため、全営業店に「融資・ご返済苦情相談窓口」を設置しています。
- ② お客さまからの融資条件の変更等に関する苦情相談に対応する専用窓口として、お客様相談室に苦情相談窓口を設置しています。

- ③ お客さまからの金融円滑化に関する苦情については、速やかに金融円滑化管理責任者に報告し、関係部署が連携して適切に対応する体制としています。

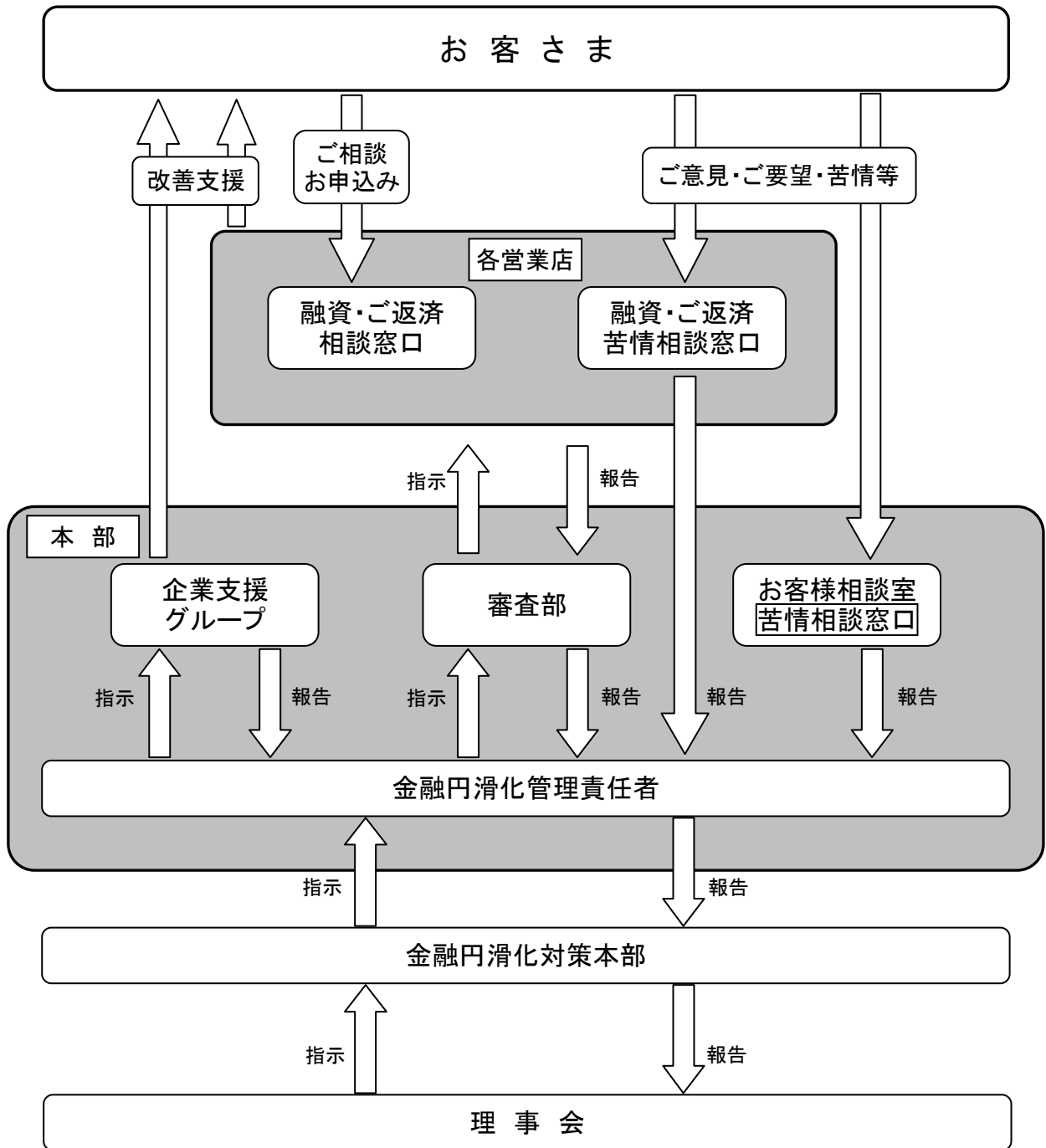
第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

条件変更を行ったお客さまの事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要は以下のとおりです。

- ① 条件変更を行ったお客さまに対しては、営業店および本部の企業支援グループが協力して経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、経営改善又は再生のための助言を行う体制としています。
- ② お客さまの事業価値を適切に見極める能力を向上させるため、営業店の融資担当者に対する研修を実施しています。

以 上

# 金融円滑化にかかる体制概要



法第4条に基づく措置の実施状況  
 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数  
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円・件)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	債権数	金額	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数	198	3,572	784	21,833
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額・数	86	2,422	344	16,889
うち、実行に係る貸付債権の額・数	62	1,658	294	15,466
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	2	36
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額・数	24	764	46	1,364
うち、取下げに係る貸付債権の額・数	0	0	2	21
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額・数	112	1,149	440	4,944
うち、実行に係る貸付債権の額・数	50	584	352	3,996
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	7	52
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	3	19
うち、審査中の貸付債権の額・数	60	555	78	883
うち、取下げに係る貸付債権の額の額・数	2	9	3	11

法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円・件)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	債権数	金額	債権数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付の条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数	18	578	93	4,358
うち、実行に係る貸付債権の額・数	11	199	78	3,980
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額・数	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の額・数	7	379	15	377
うち、取下げに係る貸付債権の額・数	0	0	0	0

法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数  
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円・件)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末	
	債権数	金額	債権数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数	17	209	139	2,002
うち、実行に係る貸付債権の額・数	2	31	103	1,480
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	2	25
うち、審査中に係る貸付債権の額・数	15	178	26	396
うち、取下げに係る貸付債権の額・数	0	0	8	100